第2章第13節第5款第117を第119とし、同款第116を第118とする。
第2章第13節第4款第115を第117とし、同款第114を第116とする。
第2章第13節第3款第113の1中「及び少数株主持分損益」を「を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益」に改め、同款第113を第115とする。
第2章第13節第3款第112を第114とし、同款第111を第113とし、同款第110を第112とする。
第2章第13節第2款第109の2中「(注73)」を「(注79)」に改め、同款第109の<注73>を<注79>とし、同款第109を第111とする。
第2章第13節第2款第108の1中「(注72)」を「(注78)」に改め、同款第108の<注72>を<注78>とし、同款第108を第110とする。
第2章第13節第2款第107を第109とする。
第2章第13節第2款第106の2中「(注71)」を「(注77)」に改め、同款第106の<注71>を<注77>とし、同款第106を第108とする。
第2章第13節第2款第105を第107とする。
第2章第13節第2款第104の1中「(注70)」を「(注76)」に改め、同款第104の<注70>を<注76>とし、同款第104を第106とする。
第2章第13節第2款第103を第105とする。
第2章第13節第2款第102の2中「第92」を「第95」に改め、同款第102を第104とする。
第2章第13節第1款第101を第103とする。
第2章第13節第1款第100の1中「特定関連会社」を「関係会社」に、「(注69)」を「(注75)」に改め、同款第100の2中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、同款第100の<注69>の2中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、同款第100の<注69>を<注75>とし、同款第100を第102とする。
第2章第13節第1款第99の2中「(注68)」を「(注74)」に改め、同款第99の<注68>を<注74>とし、同款第99を第101とする。
第2章第13節第1款第98の1中「(注67)」を「(注73)」に改め、同款第98の<注67>を<注73>とし、同款第98を第100とする。
第2章第13節第1款第97の3中「(注66)」を「(注72)」に改め、同款第97の<注66>を<注72>とし、同款第97を第99とする。
第2章第13節第1款第96中「(注65)」を「(注71)」に改め、同款第96の<注65>を<注71>とし、同款第96を第98とする。
第2章第12節第1款第95の4中「第75」を「第76」に、「(注64)」を「(注70)」に改め、同款第95の<注64>を<注70>とし、同款第95を第97とする。
第2章第12節第1款第94の2中「(注63)」を「(注69)」に改め、同款第94の<注63>を<注69>とし、同款第94を第96とする。
第2章第12節第1款第93の(4)中「(注62)」を「(注68)」に改め、同款第93の<注62>を<注68>とし、同款第93を第95とする。
第2章第12節第1款第92の1中「(注61)」を「(注67)」に改め、同款第92の<注61>を<注67>とし、同款第92を第94とする。
第2章第12節第91を第93とする。
第2章第11節第90を第92とする。
第2章第11節第89中「(注60)」を「(注66)」に改め、同節第89の<注60>を<注66>とし、同節第89を第91とする。
第2章第11節第88を第90とし、同節第87を第89とする。
第2章第11節第86の次に次のように加える。
第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理
公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、特定施設（「第16　流動負債」注解12に規定する特定施設をいう。）である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注65)
<注65>特定施設である有形固定資産の除去費用等については
1　特定施設である有形固定資産の除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。
2　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。
3　特定施設である有形固定資産の除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。
第2章第11節第86を第87とし、同節第85を第86とする。
第2章第11節第84中「(注59)」を「(注64)」に改め、同節第84の<注59>の3中「第84」を「第85」とし、同節第84の<注59>を<注64>とし、同節第84を第85とする。
第2章第11節第83中「(注58)」を「(注63)」に改め、同節第83の<注58>を<注63>とし、同節第83を第84とする。
第2章第11節第82の1中「(注56)」を「(注61)」に改め、同節第82の2の(2)中「(注57)」を「(注62)」に改め、同節第82の<注57>を<注62>とし、同節第82の<注56>を<注61>とし、同節第82を第83とする。
第2章第11節第81の2中「(注55)」を「(注60)」に改め、同節第81の<注55>を<注60>とし、同節第81を第82とする。
第2章第11節第80の4中「(注54)」を「(注59)」に改め、同節第80の<注54>を<注59>とし、同節第80を第81とする。
第2章第11節第79の2中「第84」を「第85」に、「(注53)」を「(注58)」に改め、同節第79の<注53>の2中「第84」を「第85」に改め、同節第79の<注53>を<注58>とし、同節第79を第80とする。
第2章第11節第78の4の(2)中「(注52)」を「(注57)」に改め、同節第78の<注52>の2の(3)中「<注50>」を「<注53>」に改め、同節第78の<注52>を<注57>とし、同節第78を第79とする。
第2章第11節第77を第78とする。
第2章第10節第76の2中「(注49)(注50)(注51)」を「(注52)(注53)(注54)(注55)(注56)」に改め、同節第76の<注51>を<注54>とし、同節第76の<注50>を<注53>とし、同節第76の<注49>を<注52>とし、同節第76に次のように加え、同節第76を第77とする。
<注55>金融商品の時価等に関する注記
保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。
<注56>賃貸等不動産の時価等に関する注記
賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。